

(別添1)

平成29年8月
財務省関税局・税関

冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の発動

1. 概要

関税暫定措置法第7条の5第1項(生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置)に規定する冷凍牛肉(参考1)については、本年4月1日から同年6月30日までの輸入数量が、同項第1号に規定する輸入基準数量(参考2)を超えたため、本年8月1日から平成30年3月31日までの間、関税の緊急措置が発動されることとなりました。

【関税の緊急措置】

EPA税率の適用を受けない冷凍牛肉の関税率について、38.5% (暫定税率) から50.0% (基本税率) まで戻す措置

(注) EPA税率の適用を受ける冷凍牛肉(オーストラリア、メキシコ又はチリを原産とする牛肉)については、これまでと同様にEPA税率を適用。

(参考1) 冷凍牛肉に係る品目番号

0202.10-000、0202.20-000、0202.30-010、0202.30-020、0202.30-030、
0202.30-090

(参考2) 輸入基準数量(①及び②の双方)

- ① 全世界からの輸入数量の対前年度同期比117%(四半期毎)。ただし、前年度同期の輸入数量が、平成14年度及び平成15年度における各同期の輸入数量の平均値を下回る場合には、当該平均値の117%。
- ② 日豪EPA等のEPA税率の適用を受けた冷凍牛肉を除外した輸入数量の対前年度同期比117%(四半期毎)。

2. NACCS用品目コードの使用

本年8月1日以降、冷凍牛肉の輸入申告を行う場合には、

- ・ 関税の緊急措置に対応するNACCS用品目コード(暫定法第7条の5第1項該当のもの)
- ・ EPA税率の適用に対応するNACCS用品目コード(オーストラリア原産のものでEPA協定に基づく原産地証明書又は原産品申告書があるもの等)のみが使用可能となり、暫定税率に対応するNACCS用品目コード(その他のもの)の使用は不可(申告エラー)となります。

詳細については、NACCS利用者向け掲示板をご参照ください。